

## 高額療養費について（27年1月～新算定基準）

### 対象者（変更なし）

- ・高齢者（70歳以上）
- ・70歳未満の患者で、限度額適用認定証を提示した場合

### 外来自己負担限度額

- ・高齢者（変更なし）

Ⅳ	上位（現役並み所得者）	44,400円
Ⅲ	一般	12,000円
Ⅰ・Ⅱ	低所（限度額適用・標準負担額減額認定証の提示）	8,000円

- ・70歳未満（限度額適用認定証を提示）

（26年12月まで）A:上位所得者 B:一般所得者 C:低所得者



（27年1月より）

ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
イ	標準報酬月額 53万～79万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
ウ	標準報酬月額 28万～50万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円 【44,400円】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【24,600円】

【 】は多数該当の金額 \*1

対象患者は「患者登録」にて登録を行います

#### ■登録方法

◎高齢者（70歳以上）は、変更なし。

- ・負担割合を正しく登録するだけで、それ以外の作業はありません。

- 低所→「患者登録」の「所得者情報」にて登録を行います。  
提示された「限度額適用・標準負担額減額認定証」の内容を入力します

低所得者2

番号	認定日	終了日	認定範囲	標準負担額減額	長期入院該当
1	H23. 2. 1	H24. 5. 31	0 全対象		

低所得者1

番号	認定日	終了日	認定範囲	標準負担額減額	年金受給者証

公費負担額

番号	公費種別	適用開始日	適用終了日	番号	適用開始日	適用終了日	外来上限額	入院上限額

登録

### ◎70 歳未満の場合

- [ア] [イ]の場合

公費欄の公費の種類（966 高額アイ）と受給者番号に区分を入力（カタカナ入力 [半角/全角]）してください。

[アの場合]

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	966 高額アイ	ア	H27. 1. 1 ~ H27. 3. 31
			~
			~

[イの場合]

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間
	966 高額アイ	イ	H27. 1. 1 ~ H27. 3. 31
			~
			~

※受給者番号欄に「ア」もしくは「イ」を登録しなかった（空欄の）場合は、所得区分は『ア』とみなします。

イの場合は必ず受給者番号に「イ」をカタカナ入力してください。

• [ウ] [エ]の場合

公費欄の公費の種類（967 高額ウエオ）と受給者番号に区分を入力（カタカナ入力 [半角 / 全角]）してください。

[ウの場合]

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間	
	967 高額ウエオ	ウ	H27. 1. 1	~ H27. 3.31
				~
				~

[エの場合]

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間	
	967 高額ウエオ	エ	H27. 1. 1	~ H27. 3.31
				~
				~

※受給者番号欄に「ウ」もしくは「エ」を登録しなかった（空欄の）場合は、所得区分は『ウ』とみなします。

エの場合は必ず受給者番号に「エ」をカタカナ入力してください。

• [オ]の場合（低所得）

公費欄の公費の種類（967 高額ウエオ）と受給者番号に区分（カタカナ入力 [半角 / 全角]）、および所得者情報を登録してください。

\* 公費欄

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間	
	967 高額ウエオ	オ	H27. 1. 1	~ H27. 3.31
				~
				~

※受給者番号欄に「オ」を登録しなかった（空欄の）場合で、

所得者情報に入力がある場合→所得者区分は『オ』とみなします。

所得者情報に入力がない場合→所得者区分は『ウ』とみなします。

## \* 所得者情報

低所得者2の部分に、提示された限度額適応認定証の内容を登録

上記登録により、それぞれの限度額の上限までの計算を行います。

なお、主保険対象分と公費併用分（公費負担あり）が混在する場合、「収納」画面の「一括再計算」が必要な場合があります。

## \* 1) 多数該当

1年（直近12カ月）で3回以上高額療養費を受けた場合、4回目以降自己負担額が軽減されます。この場合別途登録が必要となりますので、詳細はお尋ねください。

## \* レセプトについて

- 「一部負担金額」もしくは「負担金額」欄について、記載要領に準ずる一部負担の記載をします。
- 特記事項はこれまでどおり、該当の特記事項を自動記載します。

【70歳未満】（27年1月診療分から変更）

- 所得区分「ア」⇒ レセプト特記事項は「26区ア」
- 所得区分「イ」⇒ レセプト特記事項は「27区イ」
- 所得区分「ウ」⇒ レセプト特記事項は「28区ウ」
- 所得区分「エ」⇒ レセプト特記事項は「29区エ」
- 所得区分「オ」⇒ レセプト特記事項は「30区オ」